

第3回世田谷区本庁舎等整備  
総合評価等検討委員会  
会議録

世田谷区

## 第3回世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会 会議録

[日 時] 令和2年3月12日（木）14時00分～16時40分

[場 所] 世田谷区役所第3庁舎3階 ブライトホール

[出席者] 委 員： 浦江真人、遠藤和義、岡田篤、蟹澤宏剛、田辺新一、角田誠、  
松村浩之、山下哲郎  
(以上、五十音順)

事 務 局： 進藤財務部長、佐々木施設営繕担当部長  
渡邊経理課長、佐藤庁舎整備担当課長、鳥居施設営繕第二課長  
高野公共施設マネジメント推進課長、他事務局員5名  
明豊ファシリティワークス株式会社  
(世田谷区本庁舎等整備実施設計等CM業務委託受託者)

[次 第] 1 開会

2 議事

- (1) 入札参加資格について
- (2) 総合評価方式実施要領（案）について
- (3) 委員会報告書について
- (4) 委員会資料の公開について
- (5) その他

3 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>それでは、第3回世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会を開会いたします。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>では、まず最初に、事務局から配付資料の確認をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>皆様、本日はどうぞよろしくお願いいたします。本日の配付資料について事務局より御説明申し上げます。</p> <p>まず、次第がございます。次第の次に本日お配りしております資料一覧表をおつけしてございます。こちらで御確認をお願いしたいと思います。本日は、資料No.1、資料No.2、資料No.3、資料No.4、ここまでの議題の中で御説明申し上げていくものでございます。参考資料として1から3までの資料をおつけしてございますけれども、本日の委員会での御検討の結果等々を踏まえまして、事務局方で作成するものとして、今現在のものをおつけしてございます。特に不足などないでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、次第に入る前に、前回第2回の委員会以降、本検討委員会の開催状況について議会に報告すると伺っておりました。この間、議会等から御意見等がありましたら検討すべき事項があるかもしれませんので、まず御報告いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>2月5日に開催されました区議会の地方分権・本庁舎整備対策等特別委員会におきまして、本委員会の第2回目までの主な検討内容と検討状況を、本庁舎等整備総合評価等検討委員会の開催状況として御報告しました。</p> <p>具体的な報告内容としては、総合評価等検討の3つの基本方針、また、入札参加資格として単体又は3者以内の共同企業体を対象とし、共同企業体の場合は、第1順位は建築、第2・第3順位は建築工事のほか、電気、空調・給排水衛生工事事業者の参加も可とすること、そして総合評価の項目として、価格のほか、施工実績、技術提案、地域経済への貢献の観点から議論している旨でございます。</p> <p>この報告に対しまして、委員から、会議録の公開の形式や範囲について質問がありました。区からは、議事の要旨は各委員会終了後に公開しており、要旨以外は施工者選定後に公開していく旨をお答えしたところでございます。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>続いて、私のほうから、現在、区議会第1回定例会が開催中でございますけれども、あわせて予算特別委員会も開催されてございます。その中で、3名の区議会議員のほうから本庁舎整備に関連した質問がございましたので、御答弁等を含めて要旨を御説明したいと思います。</p> <p>まず1点目として、かつてない規模の工事であり、区内事業者に</p>

発言者	発言内容
	<p>とって期待が非常に大きい。地域経済の活性化の視点で施工者選定に当たるべき。また、今後のメンテナンスも考えれば、地元事業者は大切だと考えるが、どうかということでございます。</p> <p>総合評価による選定方法は、現在、検討委員会で御議論されております。区内事業者の活用は、基本方針のもと、地域経済への振興効果も意識した方法で議論されている。また、メンテナンスについては、改めて適切に事業者選定をするものと考えており、検討の結果については公告前に議会に報告してまいります、このような御答弁をさせていただきます。</p> <p>あわせて、区内事業者の定義について御質問があり、電子調達サービスにおいて、区内に本店又は営業所を登録している事業者、あわせて、その活動実態についても区が訪問して確認している旨、御答弁してございます。</p> <p>また、災害協定などを結んでいるなど、地元事業者の存在は心強いと思う。区内事業者の活用について具体的にどのように考えているのかということ、現在、検討委員会において、具体的な評価項目やその配点、また入札参加資格などについて議論されている途中であり、先ほども言ったように、地域経済への貢献に関しても評価項目と捉えて、区からは他の自治体事例として地元事業者への発注金額等を評価している例などの説明をしているところであるという御答弁をさせていただきます。</p> <p>次の議員の先生からは、本庁舎の整備に関連して、コロナウイルスの関係での影響が工事も含めてあるのかという御質問については、今のところ想定スケジュールで運んでいるという旨、御答弁しています。</p> <p>また、入札スケジュールについてお問い合わせもあり、委員会に御報告したとおり、5月中旬公告から来年2月着工に向けた、それぞれの開札、契約の時期について御答弁してございます。</p> <p>また、入札参加資格について、参加者については1者単独でもJVでも可と聞いているが、確認したいということでしたので、委員会の御了承を得て、報告させていただいた内容で、単体又は3者以内のJVで、第1順位については建築、第2、第3については設備事業者も可とする方向で議論されている、このように御答弁させていただきます。</p> <p>あわせて、1者単体で区内事業者が参画することはないだろうけれども、区内事業者とJVを組むことで評価されるのかという御質問については、区内事業者の活用は、広い意味で地域経済への貢献の観点で現在議論されており、結論に至っていない、現在は検討中である旨、御答弁してございます。</p> <p>最後の意見として、そういう可能性が出てくるということ、理解した。今後、厳しく見ていきたい、このような締めくくりになって</p>

発言者	発言内容
	<p>ございます。</p> <p>最後の議員からは、庁舎整備に付随して発注する工事はどのようなものがあるのか、また、それらは区内事業者に発注するという理解でよいか、このような御質問をいただいております。</p> <p>仮庁舎や移転に伴う改修工事あるいは解体工事、周辺道路の整備、また机だとか椅子だとかの什器の購入、あるいはネットワーク関係の工事などがあり、これまで基本的には区内事業者を優先的に発注してきているので、その例に倣って発注していくことになるかと御答弁しております。</p> <p>あわせて、公契約条例に関連しましては、施工者選定に当たっても、公契約条例を踏まえた議論があるべきだと考えるがどうか。あわせて、施工に当たっては公契約条例をしっかりと遵守させるべきと考えるがどうか、このような御質問に対して、検討委員会の委員の皆様も公契約条例を御承知の上で議論をいただいているところであり、公契約条例の基本にのっとり、事業者選定に当たっては、条例を正しく理解してもらった上で入札参加いただくとともに、いずれの事業者に決まっても確実な遵守を求めていくと御答弁申し上げます。</p> <p>最後の締めくくりとして、この本庁舎の整備事業が公契約条例のさまざまな課題のモデルケースとなるよう取り組むように、ということでも締めくくっております。</p> <p>議会からの関係、第1回区議会定例会に関連しては今御説明した部分でございます。</p> <p>あわせて、3月に入ってからですけれども、区内業界団体から3点、要望が来ているものですから、それについて委員会のほうに区の考えとともに御説明申し上げますので、それらについて御意見等をいただければ幸いです。</p> <p>要望を御説明しますと、1点目として、異業種JVによる総合評価方式ということで、要望の趣旨としては、発注者のニーズを的確に把握して責任を持って施工することが高品質の確保につながるという観点からも、建設・電気・設備による異業種JVについて検討してほしい。</p> <p>区の考え方では、これまでの委員会での検討において、単体企業、JV、いずれも対象としており、JVの第2順位と第3順位については、建築工事業のほか、電気工事業、管工事業の事業者の参加も可としている。要望の趣旨は分担施工方式（乙型）のJVを望むものとも解することができるが、区としては、責任体制や連携体制の強化によるリスク最小化を達成するため、工種を分割せず一括発注することとしたところであり、あらかじめ施工部分を分担する乙型JVは適当でないと考えているというのが区の考えでございます。</p>

発言者	発言内容
	<p>2点目は、JVへの区内事業者の参加についてでございます。要望の趣旨は、世田谷区には多くの専門事業者がおり、区内事業者の育成のため、JVへの区内専門事業者の参加を検討してほしい。いわゆる電気・空調・給排水衛生の参加を検討してほしいというものでございます。</p> <p>事務局の考えは、JVの第2順位と第3順位では電気工事業、管工事業の参加も可としており、特に経営事項審査の総合評価値等の条件設定に当たっては、区内事業者の参加も考慮して検討していただいているということで考えてございます。</p> <p>最後、世田谷区との災害時応急協定を総合評価に加点ということで、要望の趣旨は、世田谷区地元事業者は世田谷区と災害時における協力協定を結んでおり、救出救助活動をはじめ積極的な協力を約束している。区内事業者育成、区内事業者受注機会の確保のためにも、総合評価方式への世田谷区と災害時応急協定の活用を検討してほしいというものでございます。</p> <p>区の考え方でございますけれども、現在、区で行っている施工能力審査型総合評価方式（簡易型）において、区内本店、また災害時協力協定及びそれに準ずる協定を地域貢献評価点として評価しているところでございます。これは、本来の価格や過去の工事成績評価において、同点とか、あるいは大きな点差がない場合に、区内事業者の育成や日ごろの区への貢献度を考慮すべきとして設けているものと認識してございます。本庁舎等整備事業における施工者選定は、その工事の難易度から、技術提案型による総合評価方式を行うこととしており、評価の上で重視すべき点は、入札参加資格にも求めてございますけれども、施工実績と施工技術（技術提案）である。加えて、地域貢献について評価項目としており、現在までに区内事業者への発注金額等を評価すること等が委員会で検討されている。区が定め、また委員会においても確認された、いわゆる総合評価方式の基本方針においては、本事業における区内経済振興の効果を十分に引き出すことができる選定とすることとしており、現在までの検討はこの基本方針に沿うものであると認識してございます。本事業における総合評価方式において、災害時応急協定は区内経済振興とは異なり、加点要素としては適当でないと考えている。</p> <p>今、3点の要望について区の考え方を御説明しましたが、いずれもこのような形で考えてございます。</p> <p>私からの説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ただいま議会での御意見、それから業界団体からの意見・要望ですけれども、このようなものが業界団体さんから出てきたということで御報告がありました。それらに対して、区の考えは今のお話の中で示されたと思うんですけれども、今の一連のお話について、御質問とか御意見はございますでしょうか</p>

発言者	発言内容
	<p>か。</p> <p>1 番目の異業種 J V については、十分その考え方は酌んで参加資格は設定しているということかと思えます。</p> <p>2 番についても、区内業者でも十分参加できるような経審のポイントとか、そういったようなもので対応しているということかと思えます。</p> <p>災害協定については、今回のような工事の場合は、通常行われているような小規模な工事における価格競争だけではない中で、防災協定を結んでいる業者さんを評価して登用しようというお話とは若干視点が異なって、かなり技術的難易度の高い工事であるので、そういう中での評価ということで、防災協定等の評価は直接加点しないという方針が示されているということかと思えますけれども、これについていかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、今御説明いただいた区議会と業界要望については、御説明とその内容、あるいはそれに対する考え方について、御了解いただいたということにいたします。</p>
委員	<p>業界団体からこういった御意見等が出た場合に、区としてどういう形で答えるんですか。文書か何かで出すのか、それとも口頭で答えるのかというあたりから教えていただきたいんですけども。</p>
事務局	<p>その時々、ケースによってでございます。改めて事業者の方々をお呼びして、区の考え方を文書ではなくて口頭で御説明する場合がありますし、あえて文書で欲しいと言われた場合には、そのように対応させていただいているということで、現在、これについての回答について、どうしてほしいというところまでは来ていなくて、要望としてお受け取りしているという状況かと認識してございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>回答とか周知の方法についても十分御検討いただいて、お進めいただくということで、よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>そのときの回答は、この委員会からの回答ということになるわけですか、それとも区からの回答というふうになるんですか。</p>
事務局	<p>あくまでも区の回答でございまして、今この御議論を進めていただいている中で、いやいや、委員会としてはそうではないんだという御意見があったりとか、こういう要望であれば取り入れられるところもあるのではということを含めて、団体から来た御要望について委員会に何も御紹介しないというわけにもいかないものですから、委員の皆様方にも御紹介して、委員会の運営も含めて、区の考え方についても改めて確認をさせていただいたところです。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	<p>わかりました。ありがとうございます。</p>
委員	<p>今、事務局から申し上げたとおり、この時期にこの文書を提出されたというのは、この委員会で紹介され、議論される機会があった</p>

発言者	発言内容
	<p>ということで、その役割はあったと理解してよろしいかと思っております。先ほど私どものほうから考え方を述べさせていただきましたので、それに対して委員会では特に御意見はなかったということで、文書で返すか口頭で返すかはありますが、あくまでも区の返答ということで対応させていただければと思っております。</p>
<p>委員長</p>	<p>ほかはよろしいですか。区の回答と今我々が進めている検討が整合しているかどうかの確認ということだろうと思っております。その点についてはあまり問題ないのではないかなと思っております。よろしいですか。</p> <p>では、ここからは次第に入りまして進めさせていただきます。議事の(1)ですが、入札参加資格について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。こちらは入札参加資格についてでございます。前回の第2回の委員会においてお示しさせていただきました入札参加資格(案)をもとに、委員会にて御議論いただいた内容を加筆修正し、入札公告(案)として作成した資料でございます。本資料は入札公告を想定して作成しておりますので、前回御提示させていただいた入札参加資格(案)にない項目も記載されてございます。この中から入札参加資格に関する部分について、赤字で記載している前回案からの変更点を中心に御説明をさせていただければと思います。</p> <p>まず、1ページの1から8までは、本工事の件名、履行場所、工期、予定価格など基本情報でございます。</p> <p>次の9から具体的な参加資格になってくるわけですが、まず、Iの単体企業及びJVの代表構成員に必要な資格を記載してございます。①、②の要件は、前回からの変更はございません。③のホールの実績でございませけれども、※のところ「改修工事の場合は客席、音響、照明、舞台等の全面的な改修、又は特定天井の改修に限り、模様替えや一部のみの改修は除く」と、改修工事の具体内容を記載させていただきました。</p> <p>次に、2ページ、IIではJVの第2順位の構成員に必要な資格を記載しております。1の建築工事業の(1)の免震構造の施工実績を求める説明でございますけれども、JVでの施工実績に関する記載がなかったため、括弧内の説明にて「JVでの請負工事については第2順位以下の構成員として請け負ったものも可とする」と加筆をさせていただいてございます。なお、この加筆については、以下、2の電気工事と3の管工事も同様に加筆をさせていただいてございます。</p> <p>同じく2ページの中段、電気工事業の(1)の同じく免震構造の施工実績に関する記載ですが、前回案でも御説明をさせていただきましたが、建築と違い電気などの設備工事は元請実績が難しい</p>

発言者	発言内容
	<p>ことを考慮して、下請実績も認めることとしてございましたけれども、この下請につきまして、1次下請ということで限るよう加筆させていただいてございます。これは、その下の管工事業についても同様の加筆でございます。</p> <p>次に、3ページにはJ Vの第3順位の構成員に必要な資格が記載されておりますけれども、こちらは、変更点はございません。</p> <p>なお、参加に必要なそれぞれの経営事項審査の総合評定値ですが、単体又は第1順位の場合は1600点以上、J V第2順位の場合には1300点以上、J V第3順位の場合には1000点以上で、これは前回の案からの変更はございません。</p> <p>次に、3ページの下段から4ページにかけて、IVの単体企業及びJ Vの構成員全てに共通して必要な資格を記載させていただいておりますが、4ページの中段、(7)、(8)に関係会社や関係者に関する制限の項目を加筆させていただいてございます。(7)では本事業におけるCMR事業者と設計事業者との関係に関する入札への参加制限、(8)では今後設置される世田谷区本庁舎等整備総合評価審査委員会の構成員との関係に関する入札への参加制限を設けさせていただいてございます。</p> <p>さらに、その下には参加資格に関する提出書類について記載してございます。</p> <p>入札参加に関する記載は以上となります。</p> <p>4ページの下段から最後の6ページにかけては、入札方法や質疑応答、技術提案の提出方法等についての記載となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>前回からの修正点は赤字で示してあるわけでございますけれども、説明いただいた内容、特に入札参加資格、これは前回での議論をもとにして、これまでの会議、それぞれ担当の方が回っていただいたところでもいろいろ御意見をいただいているわけですが、これらについて、御質問とか御意見等がございましたら御発言いただけますでしょうか。よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事(1)、資料1に関する内容につきましては、我々の委員会でのこれまでの議論を反映した内容になっているということで、お認めいただいたということにいたします。よろしいですね。ありがとうございました。</p> <p>次に、議事(2)総合評価方式実施要領(案)について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、総合評価方式実施要領(案)について、資料2に基づいて御説明をさせていただきたいと思ひます。こちらも前回の第2回検討委員会においてお示しさせていただいた総合評価方式における総合評価項目(案)と、評価値と価格点の算定方法に関する資料をもとに、委員会にて御議論いただいた内容を加筆修正し、実施要領</p>

発言者	発言内容
	<p>(案)としてまとめた資料でございます。本資料は公告時に公表する実施要領として作成しておりますので、前回御提示させていただいた総合評価項目(案)や評価値と価格点の算定方法に関する資料にない項目も記載されてございます。この中から評価項目に関する部分について、赤字で記載している前回からの変更点を中心に、先ほど同様に説明をさせていただきたいと思っております。</p> <p>表紙をおめくりいただきまして、1ページでございます。こちらは総合評価方式の概要として、まず趣旨を説明させていただいております。</p> <p>2の技術提案等の評価の体制にて、本工事の施工者選定に当たり、技術提案等の評価を行うため、学識経験者から構成される世田谷区本庁舎等整備総合評価審査委員会を設置することを記載させていただいております。</p> <p>また、その下、(1)は、前回の委員会で御意見をいただいたものですけれども、施工実績評価点及び地域貢献評価点については、区により評価し、これが公正かつ公平に行われているかを審査委員会に御確認いただくことについて記載をさせていただいております。</p> <p>(2)は技術提案評価点は審査委員会が評価すること、(3)は今後構成されます審査委員会の名簿について、氏名を記載していく予定としてございます。</p> <p>次に、2ページでございます。こちらは落札者決定までの手順としてのスケジュールを記載させていただいております。来年2月の着工を考えると、入札公告を5月18日に行い、10月14日の開札日としてございます。10月10日から13日までの間で事業者へのヒアリングを予定させていただいております。こちらは審査委員会によるヒアリングとなりますけれども、現時点ではどれくらいの入札参加希望があるかわからないということもあるため、日程に幅を持たせた記載とさせていただいております。場合によっては土曜日あるいは日曜日の開催も検討しなければならないという状況かと思っております。</p> <p>続いて、3ページからは落札者決定基準について記載をさせていただいております。まず、評価の方法として、価格点150点、技術評価点150点の合計300点満点で評価値を求める加算方式で評価する旨を記載させていただいております。</p> <p>次に、前回の委員会で御議論いただいた価格点の算定方法についてでございます。前回の委員会では、応札価格が安くなるに従い傾きの幅が大きいものと小さいもの、これは落札率90%を境にして傾きが大きいものと小さいもの、これらを御提示させていただきましたが、傾きの幅の小さいもの、案1を御決定いただきましたので、そちらをそのまま記載させていただいております。</p>

発言者	発言内容
	<p>次に、4ページをご覧いただきたいと思います。こちらでは技術評価点の評価項目、配点を記載させていただいております。前回の委員会の案から変更がありまして、まず施工実績評価点ですが、本資料の6ページから7ページにかけて記載のある免震接続、敷地内建替、ホール改修、外観保全のそれぞれ4項目を2点ずつで評価し、特に評価が高い項目はさらに2点を加算して16点満点とし、これを施工者、配置予定技術者、両方で評価するというのが前回の案でございましたけれども、外観保全の項目に関しましては、事務局にて検討しましたが、加点の要素が設定できなかったことから、2点の加点を引いて、それぞれを14点満点とさせていただいております。その分、地域貢献評価点を、前回の案では14点満点になっていたところですが、今言った実績のところでは減じました4点を加点し、現在表にあるように18点満点とし、地域貢献評価にさらに重みを持たせた配点とさせていただいております。その他の項目は変更がなく、合計は150点満点となっております。</p> <p>5ページからは施工実績評価点の内容の説明となっております。まず、事業者と配置予定技術者の実績で、対象となるものとそうでないものをわかりやすく表にしております。改めて御説明申し上げますと、実績評価対象とするのは単体で受注したもの、JVにおいては代表構成員として受注したもの、配置予定技術者も今の事業者の実績に準じて考えてございます。</p> <p>次に、6ページからは評価対象とする施工工事の説明でございます。こちらは前回の委員会にて、事業者の実際の実績を調査した上で設定する項目となっていた部分でございます。まず、免震接続の実績ですが、複数の免震構造の建物を事後的に接続して一体化した実績を、さらにその加点要素として、②の官公庁の施設において、今言った上記①に該当する工事を行った実績としてございます。</p> <p>次に、7ページの敷地内建替実績ですけれども、③の延べ面積1万平米以上の国又は地方公共団体の庁舎を同一敷地内で建て替え、かつ敷地内で工期中も庁舎機能を維持しながら施工した実績とし、④として、今回の本工事と同様に段階的に施工と庁舎機能の移転を行いながら、工期中に既存建物と新築建物を同時に使用に供した工事の実績をさらに加点するとして掲げてございます。</p> <p>続いて、ホール改修実績ですが、⑤の900席以上の段床客席、音響、照明、舞台設備を持つ多目的ホールの改修工事を行った実績を評価し、さらなる加点要素として、この改修工事とあわせて、耐震補強工事を行った実績を挙げてございます。</p> <p>最後に、外観保全の実績ですが、⑦新築時の竣工が昭和45年以前である建物（ただし住宅・工場は除く）において、打ちっ放しのコンクリート面の外観保全・回復（劣化補修は除く）を目的とした改修工事を行った実績を掲げてございます。</p>

発言者	発言内容
	<p>評価の方法については、2点×7項目の14点満点で、事業者と配置予定技術者、双方で評価してまいるという案でございます。</p> <p>続いて、8ページでは地域貢献評価について記載してございます。評価の内容は、本工事に伴う区内事業者（世田谷区内に所在する本店又は営業所をいう）への発注について、提案金額の多寡を評価しており、事業者には、その内容や実施状況の証明方法をあわせて提案することも求めてございます。</p> <p>次に、対象とする発注の範囲でございますけれども、評価対象は、工事の下請負契約、資機材の購入又はリース、飲食物その他の日用品の購入や役務の提供に関する契約等、施工に伴って生じる区内事業者への発注としまして、工事の下請負契約については、区内事業者への発注が階層構造の一部の場合、施工体制台帳等で確認できる範囲における最下層までを対象とするとしてございます。その際、提案金額の算定において区内事業者への発注額の重複加算は行わないということにしております。したがって、区内事業者が区外に発注した額は減算するものとしており、ページ下段にこれをわかりやすく説明した図を掲載してございます。</p> <p>9ページの中段でございますけれども、地域貢献の評価の方法をお示しさせていただいております。提案された金額について、入札参加者のうち最も高い金額を提案した者の提案金額との比較により、記載の算定式によって算定する相対評価で行うことを説明してございます。</p> <p>続いて、9ページの下段から技術提案評価点の評価の説明でございますけれども、こちらは庁舎整備担当課のほうから御説明をさせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、9ページの下段の6の技術提案評価点の評価について御説明いたします。技術評価点全体で150点満点のうち、技術提案評価点は104点満点としておりまして、9ページ、10ページに記載の①から⑦の7つの分類について提案を求めることとしております。各分類については、複数の項目を設定しておりまして、各項目の配点は全て8点で、項目の数によりその分類ごとの重みづけを行っております。</p> <p>それでは、各評価項目について御説明します。10ページからの(2)の評価の視点をご覧ください。①の事業特性を考慮した施工体制につきましても、四角が分かれているところで2項目としていまして、まず長期間かつ複雑な本事業に対して、作業所内、社内を含む合理的な施工体制、その下ですが、技術者の配置が検討されているかという現場の体制について1項目で、また、下の四角ですが、区との連絡調整及び区民対応等が求められる本事業に適した人員配置、また、工事運営における具体的な提案があるかという渉外に関する点について1項目、合わせて2項目の評価項目としておりま</p>

発言者	発言内容
	<p>す。提出書類としては、9ページの表にあるのですが、施工体制表を求めます。</p> <p>②の合理的な施工計画につきましては2項目としておりまして、まず、3期それぞれ既存庁舎の解体が絡んでくる中で、地下レベル及び壁面位置が異なる既存建物の解体と新庁舎、新築するものに対して、どのような施工計画、施工ステップが合理的か。それから、敷地境界に近接した地下躯体工事を、周辺地盤等への影響を極力抑えるために、どのような施工計画を立案されているかということについて1項目。もう1つ、区民会館ホールの改修工事に関するのですが、耐震補強と合わせて外観コンクリート面の保全回復やホール機能の向上があるのですが、それをどのような施工手法・品質管理で行うかで1項目、合わせて2項目の評価項目を設定しておりまして、提出書類としては総合施工計画図、また詳細仮設計画図を求めています。</p> <p>③の段階的接続を考慮した全体品質管理でございますが、2項目。まず1つが、各工期竣工後に免震性能が適切に発揮されるよう、建物品質確保に配慮した施工手法をどう考えるか。仮使用範囲の免震変位モニタリングや接続時、地震等により変位が生じた場合の対策等をどのような手法で実施するかで1項目。もう1つが、段階的に接続しながら、屋上、外壁面等の防水性能、各種接続（接合）部の性能を担保するために、どのような施工手法・品質管理を行うかということで、提出書類としては免震建物の接続手法とか、各部位の接続フローを求めてまいります。</p> <p>④の全体工期及び各工期の設定については2項目。まず1つが、約6年間の工期を遵守するために、建設業法の改正、建設業における働き方改革、難度の高い工事に対する施工リスクに対して、どのような対策が計画されているかで1項目。もう1つが、庁舎移転を予定どおりに実施するための工程調整方法や移転期間の確保をどのように考えているか。また、多数の関係事業者がいる中で、そういった調整を円滑に進める施工管理上の工夫ということで、合わせて2項目。提出書類としては工程表とか関連事業者との調整スケジュールや体制がわかる資料を求める。</p> <p>⑤の運用中庁舎と同一敷地内での安全な工事計画につきましては、今回の事業の中でも重きを置いて3項目としておりまして、まず来庁者、職員の歩行者動線について、解体、新築工事によって歩行者、車両動線に影響が出るおそれのある中で、ユニバーサルデザインや利便性に配慮し、どのようなルートと安全対策によって確保し、それを周知するかというので1項目。もう1つが、インフラ盛り替え時の各種設備の接続、既存設備を含めた運転調整など、庁舎機能を寸断させることのないよう、安全管理対策、施工管理対策の手法について聞く。もう1項目が、約6年間の工期中における自然</p>

発言者	発言内容
	<p>災害発生時に、施工エリア内外の安全性の確保及び庁舎機能の維持について、どのような体制で取り組むのか。また、発注者との緊急時の連絡をどのような体制で対応するかということで、こちらは提出書類としては工事ステップごとの動線計画図とかインフラ切り替えステップ図、施工管理のフロー、また災害発生時の連絡体制図などを求める。</p> <p>⑥の周辺環境配慮への取組みにつきましては、近隣住環境、近接して解体・新築工事が行われますので、そのときの騒音、振動、粉塵、プライバシー、その他を低減するための配慮。それから、隣接住宅地、工事現場の防犯性の確保。それから、長期にわたる本工事が、地域に受け入れられるための区民への発信、地域とのかかわりを持てるような取組みについて。提出書類としてはそれらがわかるもの、特に様式は求めておりません。</p> <p>⑦は地球環境負荷低減、社会的動向等への対応に関する提案。⑥が工事現場の周辺というローカルな環境ですが、⑦は地球環境ということで、工事段階から地球環境負荷低減や廃棄物処理、リサイクルに対してどのように取り組むか。各種法令、世田谷区公契約条例の遵守をはじめ、働き方改革、ダイバーシティ対応、また適正な施工体制確保の工夫などについてどのように取り組むかといったことについて求めてまいります。</p> <p>次に、13ページ、(3)の評価の方法につきましても御説明します。①の評価基準です。先ほど御説明いたしました各評価項目につきまして、委員の皆様それぞれ5段階で評価いただくこととしております。入札参加者ごとの評価点につきましては、各委員の評定を平均して算出します。評価基準としましては、まず表の一番上の「評価に値する提案がない、又は庁舎運営、安全管理、施工等に支障のおそれがある提案である」、マイナスになってしまうところを0点にしておりまして、それより上は「本事業の特性に対して最低限必要とされる提案である」で2点、「通常想定される提案である」で4点、また、「本事業の特性を理解した優れた提案である」で6点、「非常に優れた提案」については8点としております。</p> <p>そして、技術提案につきまして、もう実施設計まで完了しているということで、設計の変更などを伴う提案については認めていないのですが、そういったことで②の「技術提案として認めないもの」と記載しています。具体的には、記載のとおりでございまして、全体工期又は2期工事竣工時期の延期を伴う提案。2期工事と明示しておりますのは、2期工事の完了まで敷地外に仮庁舎として建物を借りる計画としておりますので、賃料が増えることになるためでございます。計画通知、大臣認定に関する変更が必要となる提案。また、設計図書の内容を変更する提案。関連事業、関連工事の実施に影響を与えるおそれがある提案。また、周辺環境への悪影響が増加</p>

発言者	発言内容
	<p>するおそれがある提案。こういった提案がございましたら、先ほど御説明しました各項目の評価について、0点となるものと考えております。0点になった場合は、後ほど御説明いたしますが、失格基準に該当することとなります。</p> <p>続いて、14ページに技術提案の提案書の内容が書いてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>では引き続き、14ページ以降を御説明させていただきます。ここでは入札に参加する事業者が提出する書類と、その部数、提出期限、注意事項などを載せてございます。</p> <p>続いて、15ページ、中段でございます。こちらは技術提案に係るヒアリングについて記載させていただいております。ヒアリングはあくまでも事前に提出された提案書の内容を確認するための場であり、審査委員によって実施されます。現状どの程度の参加希望があるかわかりませんが、提案書を提出された全事業者を対象としてございます。このため、冒頭スケジュールで御説明申し上げたとおり、日程については10月10日から13日と幅を持たせた計画となっております。</p> <p>続いて、16ページからは落札者の決定方法の説明となっております。ここでは、評価値が最も高い者が2者以上いる場合は、くじにより落札者を決定すること。</p> <p>それから、失格事由について説明してございます。とりわけ、(3)の②でございますけれども、技術評価点についての失格基準を3つ定めてございます。1つ目が、技術評価点13項目の平均点が3点未満の場合。これは、委員の皆さんが評価4と2のみがある場合に、評価4の数よりも2が上回った場合に、この平均3点未満に該当してくるというイメージでございます。</p> <p>2点目として、13項目のうち2つの項目以上で2点未満が出た場合。これは、13項目のうち2つの項目において0点がついた場合に該当が出てくる可能性がございます。</p> <p>最後に、13項目のうち1項目でも0点がある場合でございます。これは、全ての委員が0点とした場合に該当となります。これら3点を失格となるようにこの案の中では定めてございます。</p> <p>続いて、17ページでございます。こちらは技術提案等が達成されない場合の違約金の考え方等について記載をさせていただいております。具体的には、算定式に従って、当該事業者の技術評価点1点当たりの価格を算出しまして、未達成分によって減点する点数を乗じた金額分を違約金として請求する旨を説明してございます。</p> <p>17ページの下段から18ページにかけましては、施工実績評価点に係る減点について説明してございます。(2)の事業者の施工実績については、提案時に書類で確認できますけれども、配置予定技術者</p>

発言者	発言内容
	<p>につきましては、やむを得ない事情により変更することが考えられます。ここでは、この場合の考え方が記載されており、万が一変更する場合は、18ページ中ほどの表に基づいた実績を持つ技術者への変更は認め、これを満たせない場合には違約金の対象となる旨を記載してございます。</p> <p>さらに、その下の(3)は地域貢献評価点についての違約金についてでございます。提案時の金額を施工後に達成できなかった場合は、そちらに記載の計算式によって、同じく違約金を算出する旨、記載してございます。</p> <p>(4)の技術提案評価点については、みずから提案した技術提案に基づく履行ができなかった場合、13項目のうち1項目につき2点を減点するものでございます。また、そのできなかった度合いに応じては2点以上の減点。それらができなかったことにより、区に実質損害が発生した場合については、賠償請求をすることを妨げるものではないという表記で明らかにいたしてございます。</p> <p>最後の19ページでは、提出書類の取り扱いについて、著作権や特許権等の権利関係についての説明と、最後には問い合わせ先について記載させていただいてございます。</p> <p>長くなりましたけれども、資料2関連の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいま説明していただきましたけれども、第2回の検討委員会において、総合評価方式の評価の方法や項目については議論したところでございますが、それを基本として、委員の皆様のお意見を伺った上で、赤字の部分の修正を加えているということでございます。内容は多岐にわたりますけれども、どの項目でも結構ですが、御意見をいただければと思います。</p> <p>前のほうから見ていきましょうか。</p> <p>4ページは配点で施工実績評価点を28点にしたということでございますね。今、前から見ていっていますけれども、何か御意見あれば挙手いただければと思います。</p> <p>6ページは、複数の免震構造の建物を事後的に接続して一体化した実績。なかなか難しいですけども、特に官公庁の施設において、これを行ったとありますが、委員、こういった事例はある程度あると考えてよろしいですね。</p>
委員	<p>公共の病院であれば、こういう工事もあるかと思いますが、庁舎となると、私自身は、前例は存じ上げません。</p>
委員長	<p>ここは、今のお話だと、官公庁の施設というものの定義がここにありますけれども、国、地方公共団体又は印紙税法云々で、よく参照すること。この中身はどういうものが書いてあるか、私も詳しく存じ上げないんですが、ちょっと説明していただいて、今お話のあったような公的な病院とか、そういうつぎはぎで改修するものが多</p>

発言者	発言内容
	いものも含めていいのかどうかということはいかがでしょうか。
事務局	免震を接続していく必然として病院が例としてあり、それも官公庁が発注したものであれば対象となると考えておりまして、そういった事例は確認しております。
委員長	官公庁の施設というと役所の建物と我々はとってしまうんですけども、もう少し範囲は広いと考えてよろしいんですね。
事務局	官公庁で、法人、大学なども含めると考えております。
委員長	では、そこのところは括弧書き等で範囲をもう少し広めていただく。単なる庁舎ではないということですね。
事務局	はい。
委員長	それでよろしいですかね。
委員	これは技術的なことを要求しているのだと思いますので、それで結構かと思います。
委員長	<p>では、そこはよろしいとして、次が7ページのところで、敷地内の建替実績はこういうことによろしいかということ。それから、ホール改修工事の実績で、前回、ホール全体の改修で、舞台装置だけをやったとか、照明だけをやったとかということではない。もう少し全体的な改修というようなお話に広げていただいたように思います。</p> <p>あと、外観保全実績で、「劣化補修は除く」と書いてありますけれども、委員は御専門だと思いますが、外観保全・回復で劣化補修は除くということ、一体どういうものが残るのかということで、劣化補修を伴わない外観保全・回復はどのように捉えたらいいかということがありますけれども。</p>
委員	私はそんな専門でもないんですけども、これは程度の問題だと思うんですね。劣化補修というものに関しては、クラックを埋めるとか、そういうものをイメージしているということであって、それは結果として外観保全には広い意味では通用するのでしょうかけれども、ここではそういうことではなくてということをお願いいたすんですね。でも、そうだとするならば、ちゃんとそういうことを書いたほうがわかりやすいと思います。
委員長	つまり、これは施工の具合が悪くて、昭和45年以前の建物で外壁の劣化補修を行うというスポット的にやったとかという話ではなくて、全体の美観も含めた保全・回復であるというようなことでよろしいですか。
事務局	はい、御指摘のとおりでございまして、ですので、「劣化補修のみは除く」とか、ちょっと表現を変えたいと思います。劣化補修だけではないという趣旨ですので、いかがでしょうか。
委員	はい。
委員長	敷地内建替実績とか、ほかはよろしいですか。そこにも庁舎と出

発言者	発言内容
	てきます。庁舎に限定しているわけですが、これは庁舎なりの事情があると思いますので、庁舎ということによろしいんだと思いますが、よろしいですね。
委員	最初の免震接続のところは委員長から先ほど御確認いただいているんですけども、敷地内建替以下3つについても、前回も実績例としてどのくらいあるのかは確認しておいたほうがいいのではないかと発言させていただきまして、事務局のほうで確認をいただいていると思うので、その報告をいただくとよいかと思います。
委員長	いかがでしょう。確認して、これは大丈夫だということか、あるいは少し調べて、必要があれば補足するということ、どちらでしょうか。
事務局	この実績、例えば①に加えて②があるか、③に加えて④が実績として世の中にあるかというところにつきましては、全て、それぞれ複数あることを確認しております。
事務局	前からいろいろと御指摘をいただいて、今回のプロジェクトに寄せたものを加点するということにさせていただいている中で、具体的にそういったものが寄せていったときに何もないと困るということで、複数のものがあるということについての確認は事務方のほうでさせていただいているという状況でございます。
委員長	複数というのはどのくらいか。これはかなり範囲を限定してやっているんで、入札参加者資格としてはクリアしても、この項目についてあまり事例がなく、ほとんどが評価できないような状況だと困ってしまうような気もするんですけども、ある程度あるということによろしいですね。
事務局	ある程度あることは確認しております。後ほど御紹介できればと思います。
委員長	わかりました。
委員	今の内容に関連して、敷地内建替実績で、僕は文言的によくわからないところがあるんですけども、③で、前文はいいとして、「かつ敷地内で工期中も庁舎機能を維持しながら」の「維持」というのはどういう意味なんですか。
事務局	区役所なりが運営されているという意味でございます。
委員	だとすると、「維持しながら」というよりも、「運営しながら」とか、「実際に執務を行いながら」とか、そのようなことのほうがわかりやすいのではないかなという気がしますけどね。
事務局	建物として、ただ存在しているだけではなく、人が中に入って運営しているという趣旨です。7ページの四角の下に「庁舎機能」とは来庁者の窓口、職員の執務空間を含むものに限ると書いてあるのですが、それに加えて、今御指摘いただいたような運営というニュ

発言者	発言内容
	アンスを上……。。
委員	「維持しながら」ということは、それがただ単純にあるだけでもいいわけですからね。
事務局	庁舎機能を運営しながらという趣旨がわかる表現にします。
委員長	よろしいですか。
委員	はい。
委員長	<p>これは難しいですよ。実は一部だけ貸しビルを借りてやっていたのではないですか。なんていう話が後から出てきちゃったりすると。厳密にすると、そういう例もあるかもしれないということは……。敷地内で全部回すというのがこういうプロジェクトの最適解かということ、そうでもないかもしれない。環境によっては近隣の建物を借りて、一時そこに執務室を置いてやったほうが合理的かもしれないし、そういう案が一部のものでも出てきてしまったときにどうするか。こういうものはQ&amp;Aで、そのようなことをした場合でもよろしいですか。みたいな話が出てくるような気がしますけどね。</p> <p>「かつ、その多くを敷地内で」とか、そのくらいの若干イメージとしては逃げを打っておいたほうがいいかなと。ただ、ほとんどの執務室を外のビルに移転してやるというのではなくて、機能を敷地内のほかの建物に全部移してやる。ここでは制約条件がこうなっているんですけども、こういう建物一般の建替工事からすると、最も適切な解かということ、環境の違いによってはそうではないことも十分考えられるので、どうなんでしょうね。</p>
事務局	ほんの一部だけの機能が残っているとかなんかではないことを想定して書いているので、「多くの」などという言葉を入れたほうがわかりやすいでしょうかね。
委員長	これで大丈夫ですか。よろしいですか。
委員	例えば敷地の中に仮設的に庁舎を建てて、そこでそういう機能を持たせるみたいなのは想定されているんですかね。
事務局	敷地の中であれば仮設を建てて、ただ、工事と庁舎の運営と動線をうまく分けているかというところをポイントにしていますので、仮設を建てるのもオーケーという趣旨です。
委員長	この気持ちとしては、周辺の建物を手当てして賃貸料がかかるみたいな解決方法はとれないよということを言っているわけですよ。だから、内部に仮設で施工者が、もともとの敷地内の使い方と言うと、そういうものが必要な場合もあるし、出てこないんですけども、そのような対応をすることはどうなんでしょうか。だめと。
事務局	全部の機能が外に行ってしまうのは実績としてみないです。
委員	これは役所用語的には「庁舎機能を供しながら」とか、そういうイメージなのではないですか。そこに一部も全部も書かなくて、それは提案者側の実績で出てくると思いますし、下に「庁舎機能」と

発言者	発言内容
	<p>は窓口とか執務空間と書いてあるので。ですから、ただ「維持」ではなくて「供しながら」だったら、空間があるだけというのは含まれないので、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>適切な表現、ありがとうございます。</p>
委員長	<p>では、このところは、そういう質問とかがあったときにしっかり答えられる、それにふさわしいような書きぶりに必要があれば直していただくということで、仮設のトイレとか何とかというのはきっと出てくるわけですよ。そういうことで、今のお答えでよろしいですか。</p> <p>次へ行って、8ページのところは全面的にいろいろ手が入っているんですけども、ポイントはやはり地域貢献評価点の評価というところで、工事の下請契約の階層の図が入っているわけですが、この計算がこういう方法でいいかということ。つまり、区内の業者が下請に入っている、その一部を区外に出していれば、その部分は減算するというのと、区外の業者に発注しても、その下請が区内になされれば、区内の業者への発注分だけは加算して考えるということで、重複を排除しつつ、ある程度正確に計算できるような仕組みをお考えになったということだと思いますけれども、この点については、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>1点は、いわゆる丸投げ、途中に入っていて何もやらないというのを防ぐためには、こういう方法がよろしいのではないかと思います。</p> <p>1つお願いですけれども、①の工事の下請負契約の真ん中辺に「最下層まで」と。これは「施工体制台帳等で確認できる範囲を対象とする」で、別に下とか何とかを書かなくてもいいと思います。</p> <p>ちょっと国交省で調べたことがあるんですが、大手さんは表向き、施工体制台帳はもっと5次、6次があるのかと思ったら、実質的には3次、4次までしかないんですよ。ですから、これは別にこう書かなくてもいいことと、もう1つ、「適正な施工体制」とかというのが、たしか12ページの⑦のところに書いてあるので、このところもさらに確認をして、これで重層化を抑える工夫をするよとかということもあれば評価はされることになっているので、さっきの「最下層」と入れなくても、地元の業者さんが入ってこられないという心配はいいのではないかなと思います。</p> <p>さらに、先の話ですけれども、12ページの⑦には詳しく書いてあるんですが、10ページの表の⑦のところに、先ほど地域の業界さんも心配されていた公契約条例を守るとかというのがないので、この表の中にも一番大事な公契約等の法令遵守というのを入れていただいて、施工体制は、今のところも気にされるのだったら表にも入れていただいて、12ページの⑦にも書いていただいてというほうがよろしいかと思います。</p>

発言者	発言内容
	8ページの計算方式については、そのような意見でございます。よろしく申し上げます。
委員長	そうしますと、正確に事前にこういう計算がちゃんとできるかというところがやっぱり問題だと思いますけれども、あまり実態と乖離していたということのないように、現実を考えられるところまで事前に想定して計算していただくということになるのかなと思いますね。
委員	オープンブックとまでは言っていないので、これを事前に出せ、確定しろということではないので、後でどれくらいの金額という話もありましたけれども、想定してくださいということですよね。あと、算定はこのようにしますよという趣旨を示すということではいいのではないかと思います。
委員長	あと、区外のDに出した後、区内のEに発注するというインセンティブは、入札参加者にあるということになりますよね。つまり、施工体制台帳をつくる時に、1次はおたくに頼むけれども、2次以下はこっちでお願いする区内業者を使ってくださいみたいなお願いになるわけですが、全体をうまく取りまとめて、こういうパッケージにするというところの力量が入札参加者には求められていると思うわけですが、その一方で、区外Dと区内Eというのは民民の契約ですから、本来、契約は自由なわけですが、ここで入札参加者が強い制約というか、希望というか、指示を出すみたいなことがあったときに、どんな問題があるのかなというのはちょっと心配しますが、そういうことは納得の上で工事に参加していただくというのはもちろんですけどね。
委員	この間、事前のレクに来ていただいたときにお話ししたんですけども、特に設備系で地元に関わり大きい業者さんがいらっしゃるということでしたが、ここに例えば設備の大手さんが来たときに、その下あたりで地元の設備業者さんを使う予定ですよというようなことを示してくださいと。そういう趣旨をここで表現されているのかなと思いましたけれども、そうしないと地元業者さんというのが多分明記できないということ。そういう趣旨だとすると、これも事前により得るのかなと思います。
委員長	よろしいでしょうか。 あと用語として「最下層まで」という、「最下層」という言葉遣いはこれでよろしいですかね。
委員	さっき取ってくださいと申し上げたんです。
事務局	「最下層」を入れたのは、我々事務局としての不安もあって、例えば、この表の中の区内Eが15億になっていますけれども、もしかしてこの下があった場合に、区外に例えば12億出ちゃっているとかいう場合もあるかなと思ったので、最下層まで見ますよといったイメージで書かせていただいたんですが、御指摘の部分も十分わかっ

発言者	発言内容
	<p>ておりますので、この部分は取らせていただこうかなと思います。 以上です。</p>
委員長	<p>用語としてもあまりよろしくない言葉ですので、ここは意味としては施工体制台帳で確認できる範囲とか、そのようなイメージでしたよね。では、そこも修正をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。最後の結果の中で、そここのところをまた審査していこうと思いますので、この段階ではこの言葉をカットしようと思います。 以上です。</p>
委員長	<p>その後ですが、その他の契約というお弁当を買ったり何とかというのは、入札参加者のみを対象とするということですね。よろしいですかね。 それから、10ページ、11ページで、読み間違いはないと思うんですが、11ページの③のところで、「段階的接続を考慮した全体品質管理」は何回も出てくるんですけども、これは当然、免震構造建物の段階的接続ということですよ。</p>
事務局	<p>はい、そうです。</p>
委員長	<p>それから、13ページですが、評価基準のところ、いろいろ用語の違いによって点が刻まれているわけです。本工事は非常にチャレンジな難工事ではあるけれども、革新的とかって入れると、初めて適用する工法を入れるなんていうことになると、信頼性については評価のしようがないということになりますので、そこまでとがった技術を要求しているわけではないということかと思えます。それがこういう用語になってあらわれたということですね。 あと、技術提案として認めないもの、つまり、これが入っていると全部0点になるということになるわけですけども、ここにありますように、工期延期、それから計画通知をやり直すとかというのはだめ。あと、設計図書（工事目的物）の内容、出来形が変わるといのもだめ。それから、全体の事業に影響を及ぼすような提案はだめ。周辺環境等への影響が生じるものはだめということで、これらが入っていると技術提案として認めない、0点がつくということですね。 0点がつくとはどういうことかという、16ページの中段にあります「技術評価点について次に掲げる失格基準のいずれかに該当した場合」ということで、先ほど御説明があったわけです。外形上、一番厳しいのは、1項目でも0点のものがあつた場合は失格ということで、そんなことはあまりないと思いますけれども、要求条件を読み間違えとか、工期の設定で工程表をずらして間違えて書いちゃつたとかということになると、それは全部0点がつく可能性があるわけで、そういうことがないようにしていただく。 あと、事前のチェックの段階で入札参加者の名前がわかってしま</p>

発言者	発言内容
	<p>うようなものは困りますよと。それについては、我々が審査する前に黒塗りをするというようなことが15ページに書いてありますけれども、それらがもしもどこかで漏れて明示されていたりした場合には、それは0点になるという可能性があります。</p> <p>ですので、1項目でも0点があったら失格というのは、もし入札に参加する業者の方が非常に少ないということがあった場合に、競争性を補うものとしてこういう項目が入って、緊張感を持って資料を作成してほしいということになると思うんですけども、ただし、心配しているのは、本当に1項目が0点になっちゃった場合、応募者が失格になるということで、言い方は難しいですけども、耐えられるかということでございます。希望的には、こういう厳しい条件の中で作成していただくということかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。これについては、業界のこういったものの審査にかかわったことのある委員、いかがですか。</p>
委員	<p>今、委員長から、事前に事務局のほうでそういった明示的な名称が入っていたりするものは黒く塗りつぶすというお話がありましたよね。それが、もしも何がしかのことでチェックミスがあって出てきた場合は0点になるんですよ。それは、書きちゃったんだから、悪いから0点は0点なんですけれども、でも、それをちゃんと消さなかったほうがということで、何か変なことが後々起こったりしませんか。ちょっとそういうことが気になったりするんですけども。書いたほうが悪いのは、もちろん悪いんですよ。</p>
事務局	<p>実は、いわゆる会社が特定できるようなものがあった場合に、多分委員の皆様方はいろんな場面でそういうものを御経験されていて、その場合は0点にしてきたということなのかなと思うわけですけども、私たちの議論の中で、それは0点になるというところが、ちょっとピン트가ずれていたかなというところがございまして、そこはむしろあまり心配していなくて、少ない事業者の参加であっても多くの事業者の参加であっても、全員の委員が0点をつけてしまう。この0点というのは、先ほどの13ページのところで、評価に値する提案がない、又は庁舎運営、安全管理、施工等に支障のおそれがあるという提案と全ての委員が判断した場合に、区としてそれは非常に採択しにくいというか、そういうこともあってこの項目を設けさせていただいたという状況でございます。</p>
委員長	<p>だから、一番厳しいのは、13ページの下に書いてある技術提案として認めないものという、そこに触れるような提案があった場合、それは皆さんが認めるようであれば0点になっちゃうということで、それが1項目でもあると失格ということですね。</p>
委員	<p>13ページの②に書かれている、この項目があれば0点になるというふうにはちょっと読めないんです。僕は、提案の中に幾つかの内容が入っていて、その内容の中にここの認めないものが含まれる場</p>

発言者	発言内容
	合には、それは評価しないで、それ以外のところで評価するというふうには読むんですけども、それはどっちなんですかね。
委員長	これまでの変更の話の中で、前回もお話があったわけですけども、「又は庁舎運営、安全管理、施工等に支障のおそれがある提案である」という文章を受けて、技術提案として認めないものが構成されているという考えでよろしいですか。
事務局	はい、そのようなつもりでこしらえております。
委員長	今、委員からお話があったのは、そこがダイレクトにつながっているというふうには読めないということでしたので、評価基準の②に書かれている内容等というようなことで、そこをつなげる、リンクさせるということによって解消できるのではないかと思いますけれども、委員がおっしゃったのはそういうことですね。
委員	はい。
委員長	これだけではないけれども、ほかも含めて、ここに書いてある内容に抵触するとだめですよということよろしいですか。
事務局	区はその方向でよろしいかと思います。
委員長	あとは技術提案が達成されない場合の取り扱いということで、これについては工事費を減額するルールになっております。計算方式等は、他の発注者の同様のコンペティションを参考にして、こういったものを設けたということよろしいですね。1点当たりの単価に応じて減額するということですね。
事務局	はい、そういう考え方に基づいてございます。
委員長	それから、提出書類の取り扱いも一般的なものに準じているのだろうと思いますけれども、よろしいですね。 今、最初からざっと私の視点で見てまいりましたけれども、いかがでしょうか。いかがですか。何かお気づきの点があれば、ぜひ御発言いただきたいんですけども。
委員	いわゆる優、良、可、不可みたいな形になっているので、こういう形のほうがつけやすいし、特殊に何かやらないといけないというふうには思わないので、これは大変よろしいのではないかと。 あと、技術提案として認めないものの中に、上の庁舎運営、安全管理、施工等に支障のおそれがある提案は入れなくていいのかなとか思ったりします。これは、やっぱり上の関係がわかりにくいですね。 あと、先ほどの名称のところは0点になるのは15ページでしたっけ。黒塗り。これはめちゃくちゃ難しく、特殊な技術とか、やり方とか、施工法とかでわかっちゃうんですよね。それをどうするかで、やっぱりそれは消せないから、ここに書いているのでいいとは思いますが、なかなか難しい。
委員長	わかります。

発言者	発言内容
委員	<p>実は、その類推のところは結構難しいですよ。なかなか難しいです。</p>
委員長	<p>施工方法でも、某ゼネコンさんはこういう言葉を使うとか、工程表の形式も、それぞれのゼネコンで使っているソフトウェアはカスタマイズしたものでわかつちゃうとか、揚重機の色でわかつちゃうとか、いろいろあるわけですがけれども、ロゴマークとか文字が明示されているもの以外は、そういったところは公平、公正に判断することが求められる。だからといって、委員がおっしゃるのは、全面のり弁みたいなものが出てきても評価できないということですね。それらの会社が特許とか、あるいは固有の技術としてお持ちの内容というのは、ふんだんに出していただくのが望ましいので、そこの評価は非常に困難がありますけれども、よろしいですかね。</p>
委員	<p>今のことでよろしいと思うんですけども、この文言が「記載がある場合は区にて黒塗りとする場合がある」と書いてあるのは、本当に区の責任においてやれるんですか。僕はその辺がよくわからなくて……。</p>
委員長	<p>それは難しい。鶏か卵かみたいに……。</p>
委員	<p>何もしないのが本当は一番よくて、それで、そういうふうなことが明示的に、これはわかつちゃうじゃないかということで、あまりにもひど過ぎるねということであるならば、それは0点にするかもしれないけれども、それは、それを提出した人たちの気持ちの問題というか、そういうことでもあると思うので、その辺はどうなんですか。この文章を書いた意味合いというのはどういう意味合いがあったんですか。</p>
事務局	<p>お答えをさせていただきます。はっきり言って、こういった形のものというのは、当初申し上げたように初めての経験ですので、一般的に似たような話であるのが、プロポーザル方式でやっているものがございまして、そういったところで事業者が誤って書いてしまう場合がある。それを発見したら、通常消した形で審査をしていただいているということが実は行われています。契約段階に入る前の段階でやられているものになるわけですがけれども、そういったものがあります。実は、ここはそれをイメージして書かせていただいていたものがありましたので、書いてあることイコール失格にするだとか、0点にするところまでは結びつけて書いていなかったというのが実情でございます。</p> <p>今、副委員長からも御指摘がありましたし、委員からも御指摘があったように、果たして区の職員、技術職も含めて、どの程度まで類推されるものを消せるのかということは、はっきり言って、ここはうまく気がついたけれども、ここは気がつかなかったみたいなことが起こることもありますので、今まさに御指摘いただいたような</p>

発言者	発言内容
	部分の修正が必要なのかなと感じているところでございます。以上です。
委員	「認めない」で切ってもよろしいし、「認めない」と書いて、「記載がある場合は黒塗りとする場合がある」と書いておけばよろしいような気がします。あとは委員の良識と見識に……。明示されているものは極めてまずいですが、類推できるものは物すごく難しいですね。あるところから先は信用していただくしかない。
委員長	「記載がある場合は区にて黒塗りとする場合がある」というところは、そんなことはできるんですかと逆に突っ込まれる可能性もありますので、「一切認めない」で切っておいていいような気がしますね。よろしいですか。あとは良識にお任せいただくということでいきたいと思います。
事務局	今、委員長におまとめいただいたような形で削除させていただいて、その部分については、その状況で審査委員会のほうで審査委員に御審査をいただく中で、それを見て何点をつけるかというところで御判断いただくということで考えていきたいと思います。ありがとうございます。
委員長	特段意見は……。よろしいですか。 では、各委員から御意見、御質問等をいただいたことで若干の修正が入るかと思いますが、実施要領につきましては、資料2の案をもとにして、今回の議論を反映させて最終的に作成するというところでよろしいでしょうか。ありがとうございました。お認めいただいたということで、よろしいですか。
事務局	委員長、先ほどの件数について今調べがつかまりましたので、ちょっとお待ちください。
事務局	先ほどの評価対象とする施工実績のそれぞれ4区分につきまして、あくまでも公表されている資料からの件数の確認となりますけれども、事務局のほうで確認した内容を御説明させていただきます。 調べたものは大手事業者の実績等をカウントしておりますけれども、はじめの免震の接続実績に関しては、①、②ともに条件を満たす実績でいきますと、事務局で調べた中では10件程度実績があることの確認を行っております。これは②まで点数が加算されるものとしてです。 続きまして、敷地内の建替実績につきましては、③、④までの加点が得られるもので、現在、事務局で確認できた範囲で7件程度。 続きまして、ホールの改修実績ですが、こちらも実績は10件程度確認ができております。 最後の外観保全実績につきましては、件数は非常に少なく、我々が今確認できているところで、3件程度です。
委員長	今、調べていただいた限りで言うと、そのような案件がありそう

発言者	発言内容
	だということですね。
事務局	<p>いずれも公表されているものに基づいての確認というところで今言った件数が出ていますので、オープンになっていないものも出てくる可能性もあるかとは思っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員	済みません、免震の接続実績をもう1度お願いします。
事務局	10件は確認できております。
委員長	<p>よろしいでしょうか。では、今お話ししましたように、資料2につきましては、これをもとにして案を作成していただくということにいたします。</p> <p>10分少々遅れて進行しておりますが、ここで休憩を10分間とらせていただきたいと思います。再開を50分にしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
	〔休憩〕
委員長	<p>では、そろそろ再開したいと思いますけれども、御準備をよろしくをお願いします。先ほどお話ししたように、15分ほど遅れて進行しておりますけれども、今、会議はなるべく短くということで、先ほど私がいろいろしつこく聞いたので長引いてしまっていますが、スムーズな進行に心がけますので、御協力いただければと思います。</p> <p>次に、議事の(3)委員会報告書についてですが、これは前回も委員会で議論させていただいておりますが、その後、いろいろ打ち合わせた中で練り上げておりますので、資料3について、事務局から説明いただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>では、委員会報告書(案)について、資料3に基づきまして御説明させていただきます。</p> <p>これまでの委員の皆様への3回にわたる検討内容を報告書の形としてまとめた案でございます。検討委員会の概要、検討の基本方針、そして今回の提言の3部構成となっております。報告書は、今後、これまでの検討資料と一緒に公開されるものとなります。</p> <p>まず、1ページには本事業の概略やこれまでの検討の概要としまして、委員長による説明をこちらで書かせていただいております。</p> <p>続いて、2ページに本委員会の設置目的として、この検討委員会に先立って行いました本庁舎等整備施工者選定手法等検討委員会からの提言を受け、施工者の選定方法は制限付一般競争入札とすること、総合評価方式の技術提案評価型(S型)を導入すること、工期、工区、工種の分割は行わず、全て一括発注すること等を決定したこと、あわせて入札参加者や落札者決定基準について、学識経験者等による専門的見地から調査検討するために、この委員会が設置されたことを説明してございます。</p> <p>(2)の検討事項としましては、評価の項目や基準、配点等、そし</p>

発言者	発言内容
	<p>て単体企業・建設共同企業体の条件、さらに施工実績や経営状況等などの委員会の検討事項を記載しており、以下、検討委員の名簿、3ページに具体的な検討日程など、その経緯を記載させていただいてございます。</p> <p>3ページの下段には、第1回の本検討委員会で確認させていただいた、区として求める施工品質を確保した上で、公平性・公正性・競争性を担保した選定とすること。それから、施工難易度が極めて高く、かつ長期間にわたる工期において本事業を確実に遂行できる施工者を選定すること。あわせて、発注金額が非常に大きい本事業において、区内経済振興の効果を十分に引き出すことができる選定とすることの、この検討における3つの基本方針に基づき審議したことを記載してございます。</p> <p>4ページからは今回の検討における提言として、入札参加資格と落札者決定基準の説明が記載されてございます。4ページから5ページにかけては、まず入札参加資格として、入札参加者となり得る者、本工事の特徴を踏まえ、同様の施工実績を求めること、また、経営状況や経営規模を有する施工者を選定するため、経営事項審査の総合評定値の設定が要される旨を記載してございます。</p> <p>6ページからは(2)総合評価方式における落札者決定基準としまして、まず①で評価値の算定方法について、評価値の算定方法には除算方式と加算方式があり、加算方式は技術評価点と価格点をそれぞれ独立して評価するため、技術と価格の配点を適切に設定することにより、品質向上と施工コストの縮減のバランスがとれた応札が期待できる。このことから加算方式による評価をしていくというところを書かせていただいております。</p> <p>また、②の価格点の算定方法につきましては、価格点と技術評価点の配点を適切に設定することが重要となること。また、ダンピング防止の観点から、極端な低入札によって価格点のみで落札者が決定することを防ぐ仕組みが必要である。さらに、入札者みずからの入札価格のみで算定されるのではなく、最低入札価格との相対評価の要素を導入することにより公正性・公平性の一層の確保が可能となるということで、先ほど資料2で御説明いたしました表を記載させていただいております。</p> <p>7ページの③では技術評価点の構成につきまして、施工実績評価点を28点満点、地域貢献評価点を18点満点、技術提案評価点を104点満点から構成するものとするということで記載させていただいております。</p> <p>また、施工実績評価点の評価につきましては、事業者並びに配置予定技術者それぞれについて、免震接続実績、敷地内建替実績、ホール改修工事实績及び外観保全実績を評価対象とするということで、それぞれの評価の考え方を以下に示させていただいております。</p>

発言者	発言内容
	<p>す。</p> <p>続いて、8ページ、地域貢献評価点の評価についてでございます。ここはどういったものを対象としていくのかということで記載をさせていただいております。</p> <p>なお、施工期間中には、提案金額に基づき区内事業者への発注が適正に行われたことを区において確認することが求められるということで、委員会として区への御提言もいただいております。</p> <p>続いて、⑥は技術提案評価点の評価についてでございます。今御説明しました中で、7つの分類の観点から技術提案を求めて、それぞれ評価していくというもの。あわせて、入札者からヒアリングを行う機会を設けるということ。適正な施工者選定を行うため、技術提案において最低限必要とされる程度に達しているかなど一定の失格基準を設けまして、その失格基準に該当する者は失格とする扱いとすること。</p> <p>さらに、⑦では技術提案等が達成されない場合の取り扱いについて、提案した内容等を遵守しない場合には違約金を徴すること、これらを明記してございます。</p> <p>最後に、9ページにつきましては、今後の入札公告から開札までの施工者選定についてのスケジュールを記載させていただいております。</p> <p>この報告書につきましては、さきに御説明をいたしました資料2の実施要領を添えて、今回の報告書とする案となっております。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明に対して、御質問、御意見等はございますでしょうか。今日の議論の内容は、ここに当然反映させなければいけないようなところは、しっかり反映させていただくということになると思いますけれども、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>報告書なので、多分これは今後、区のホームページ等に出ると思うんですが、前回、区議会に御説明された一文がありましたよね。あれをちょっと見せていただけますかね。報告書は非常によくできているんですけども、難しいので大変で、技術力を選ぶというのは書いてあるんですが、入札の本来の趣旨は、価格のほかの評価をするので、少なくとも区民に高いのを選びますよという印象を与えるのは極めてよくないので、最後に書いていますけれども、総合評価をして入札する原点に戻ると、やはり価格が重要なので、頭のところにちゃんと明記されて、税金をなるべく大切に使うという趣旨は、1行でもいいからやっぱりあることが必要で、区議会に答えられたことをどこかに入れられるといいのではないですかね。このまま読むと高くてもいいと、ちょっと見えちゃうんですよね。決して趣旨はそうではないので。参考資料2の技術提案型総合評価方式と</p>

発言者	発言内容
	<p>いう方式では、工事価格、施工実績、これこれという定義をどこかに書かれておいたほうがよいかなど。その他は非常によくできているので、よろしいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。低い価格を追求するというのはベースとしてある。それに加えて、この中では本工事の特性を踏まえた価格と品質にバランスのとれた調達を模索してきたということで、価格競争を妨げてまで品質をという話ではないということが伝わるようにしていただきたいということですが、作文というか、整文、文章のほうの対応はお任せいたしますので、よろしく願います。</p> <p>ほかはいかがでしょうか。繰り返しになっちゃうので、これまでと、今日の議論を加えて全体を直していただくということで、この報告書につきましては、今日お持ち帰りいただいていいですね。お気づきの点があれば来週中に事務局まで連絡をお願いしたいと思います。各委員からいただきました意見も踏まえて、最終的な確認については私に一任いただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>つまらないことですが、3にある内容が（提言）と書いてありますよね。こういう書き方のものが提言で、スケジュールもこういうふうに提言すると。これは、僕は相当違和感を感じているんですけれども。例えば、9ページの(3)施工者選定スケジュールのところも「以下のとおり提言する」と。こういうことを言うものなんですか。僕は不勉強で、よくわからないんですけれども。</p>
委員	<p>答申かな。審議会だと諮問されて答申なんだけど。</p>
委員	<p>審議会だとそうですよね。</p>
委員長	<p>ここまでいろいろお話ししてきたのに、ここで一步引くようなこともあっては困るんですけれども、用語の選び方ということですね。</p>
事務局	<p>実は、この前身であります施工者選定手法で、そのときの検討委員会のほうから報告書をいただいた中で、（提言）みたいな形でさせていただいていたものですから、今回も同様の扱いにさせていただいたので、これについて、またちょっと検討してみたいと思います。</p>
委員長	<p>ただ、委員の皆さんにお許しただければ、我々は責任を持ってこういう方向性を示したということ、提言という言葉であらわしたというふうにお考えいただければと思いますけれども、ほかの言葉を選んでも内容はあまり変わらないような気もするんです。提言して、それにのっかって行政的に展開したという受け方になるので、ある意味、我々としては言いつ放しでもいいわけですね。それを受けて実際にどういうふうにやられたかというのは行政の対応の問題だと思いますので。私の言っていることが間違いであれば…</p> <p>…。</p>

発言者	発言内容
委員	いや、間違えていないです。
委員長	いかがですか。
委員	今の内容でよろしいかと思うんですけども、それにしても「以下のとおり提言する」という、この文言は、僕は取ったほうがいいと思います。例えば4ページとか、いろんなどころに入っていますね。
委員	一般的に、今、学術会議とかで提言しているんですけども、提言するときは、誰に対して提言するか書かないといけないんですよ。だから、一般区民に対してやるのか、世田谷区に対して返すのか。提言というのは、相手がないと提言にならないので。今回、経緯があってこういう諮問を受けて、そこに対して提言をするという形にすれば、区民に対してやっているのか、区に対してやられているのかがもうちょっとわかりやすくなると思うけれども。
委員長	わかりました。この報告書自体は、誰に対して出されるものかというところはまずはっきりさせていただきたいということですかね。
事務局	いろいろと済みません。御意見ありがとうございます。先ほど事務局からも御説明したように、報告書という形で御提言をいただくというイメージを持たせていただいております。確かに委員がおっしゃるように、やたら提言、提言と書いてあるのが目立ち過ぎてもよくないというのも極めて反省しております。今おっしゃっていただいた部分につきましては、区のほうで最初に方針も示させていただいたように、このような形での御検討をいただきたいというお願いを申し上げておりますので、区に対して報告書をお出しいただき、その中で今回の総合評価のやり方についての御提言と申しますか、検討していただいたものを提言という形でいただいたという整理をしておりますので、それがきちんと伝わるような書きぶりに修正をさせていただきたいと思っております。つくってきた中で、要はスケジュールも含めて案として示していただいたというような意味合いで、二重でかぶってしまったんですけども、表現がふさわしくないところもあろうかと思っておりますので直させていただきます。
委員長	では、今、委員の皆様から出た御意見を十分反映させて、誰に対して出しているものか。最初に「はじめに」という文章がありますけれども、それより前に、そもそもとして、この報告書自体が、誰からこの委員会に対して求められたのかということがわかるような前書きというか、そういうものがあつたほうがいいのかもしれないね。そういう意味で言うと、表紙も、出すときには区長さんか誰かにお渡しするというたぐいのものだと思いますので、誰に対して出されたものかというのがわかるような体裁にさせていただきたい。でないと、これが宙ぶらりんというか、誰から頼まれて、誰が検討して、誰に出したかというようなことがわかる。最終的な提言とし

発言者	発言内容
	<p>では、区民の方々にもしっかり向いた議論はしているということで、御理解いただけるような体裁にさせていただきたいと思っております。</p>
事務局	<p>受けとめまして、きちんと修正をさせていただければと思っております。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>それらも全部含めまして、私に一任いただくのでよろしいのですが、どうでしょう。今日の修正を加えたものをメールで1回送っていただいたほうが何となく私としては安心なんですけれども。</p>
事務局	<p>今、委員長からお話があったように、修正した内容について委員の皆様にご確認いただきたいと思っております。また、それを作成するに当たって、このような形で修正させていただくということを委員長に御相談させていただきたいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>では、修正したものを早急に作成していただいて、委員にメールで送付していただいて、それについていろいろ御意見をいただいて、その御意見の整合性を図るところは私に一任いただくということではよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>では、資料3につきましては、そういうことで審議を終了したいと思います。</p> <p>続きまして、議事の(4)委員会資料の公開について、事務局から御説明いただきます。</p>
事務局	<p>では引き続き、よろしくお願いたします。資料4、委員会資料の公開について御説明させていただきます。これまでの委員会での検討における資料を一覧にしたものでございます。第1回の検討委員会において説明させていただいたところでございますけれども、これらの委員会の資料につきましては、この第3回終了後に区のホームページにて公開することとなっております。ただし、その後の施工者選定に支障があるものは、施工者が選定されるまでは公開しないこととさせていただいており、さらには区の入札契約制度の運用に支障があるものは、施工者選定後であっても公開対象としない旨で御説明をさせていただき、御了承いただき、その上で委員会運営を図ってきたところでございます。</p> <p>今回の検討資料は、表のとおり、おおむねこの委員会終了後に公開することで差し支えないものと考えてございますけれども、第2回の委員会で御提示させていただいた参考資料1-1、価格点算定方法の説明(案1)、参考資料1-2、(案2)、参考資料1-3、評価配点の検討資料の3点、今、私が御説明した資料につきましては、お手元にこれまでお配りした資料のファイルがあるかと思っております。参考資料1-1の(案1)、参考資料1-2の(案2)、参考資料1-3の評価配点の検討資料の3点につきましては、今回の評価配点の考え方に深く踏み込んだ内容となっておりますので、要検</p>

発言者	発言内容
	<p>討とさせていただいてございます。この点も含めまして、委員の皆様様の御意見を頂戴できればと考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>第2回の参考資料1-1、1-2、1-3、この検討過程の資料については、公開については要検討ではないかというお話ですけれども、何か御意見はございますか。何かあれば。</p>
委員	<p>とりわけ何かあるというわけではないんですけれども、これは検討に当たって結構生々しい資料でもあるし、この決め方は重要なんですけれども、配点をどのようにするかとか、そういうものは公開して蒸し返されたりするのは嫌かなと、ちょっと思ったということでございます。</p>
委員長	<p>確かにこれは発注者側がシミュレーションしているわけですね。1点当たり幾らになるかとか、どういうことで逆転が起きるかということで、ある種これは発注者側の、ピュアに言うと、どういう人に落札してほしいかという考えが数式で表明されちゃっているわけですけれども、これを公表するのは、あくまで検討段階の資料であって、それも参考資料という扱いにしている。ほかの参考資料は全部公表するわけですけれども、これについては、内部的な検討資料の扱いではないかというのが委員のお考えだと思います。いかがでしょうか。確かにこれだと、どういうポイントで競争してほしいと思っているということは、よくも悪くも応札者の人にわかるということですので、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>議事録が公開されるんですよね。そこに資料番号はついているものを公開するとすると、資料公開請求があったときに、黒塗りのものを出すのか、どうするかという話だと思います。できれば、ちょっと生々しいから出さないほうが良いとは思いますが、番号がついていると、抜けているところは何だという人が出せと言って、出したときにそれがどうなるかというところだけ考えておけばよろしいかと思えます。積極的に出せということでは全くないです。やめたほうが良いとは思いますが。</p>
委員長	<p>ほかはいかがでしょう。</p> <p>私も今の委員と同じような考えで、結局、資料公開請求が来たら、ないというわけにはなかなかいかないものですし、これは応札者のアイデアとか何とかというものともちょっと違うたぐいのものだから、つくった以上、あるいは議論した以上、公開せざるを得ないのではないかなというふうにも思いますが、ただ、委員のおっしゃることもよくわかるということですので、どうですかね。これは発注者として問題がない。我々としては公表するので構わないということですのでよろしいですか。どうですか。</p>
委員	<p>皆さんの御判断で、そうであれば。</p>
委員長	<p>これについては、委員会としては公表していいということで、も</p>

発言者	発言内容
	<p>ともと公表するおつもりであったと思うんですけれども、確かによくよく見るとということはある。</p>
事務局	<p>ちょっとだけ御説明をさせていただきますと、補足でございますが、第1回の委員会で御議論、御決定をいただきました内容といたしまして資料の公開というところがございます。そちらのほうでは、委員会資料につきましては、先ほど課長からも説明をしましたように、全委員会終了後に区のホームページに公開する。施工者選定の実施に支障がないものについては委員会終了後に公開をする。なお、施工者選定後は、区の入札契約制度の運用に支障があるものを除き、原則全ての資料を公開するとしてございまして、先ほどもおっしゃっていただいたような部分で、心配があるという御判断があるものについては、区の契約事務等々の運用に対して支障が発生するおそれがあるということであれば、ずっと公開をしないこともある。この部分につきましては、議会等で似たような御質問があったときにも、今までもこれの趣旨に従った形での御説明をしてきているというところでございます。</p> <p>補足の説明としては以上でございます。</p>
委員長	<p>そうすると、ここで我々の判断としては、施工者選定後、公表ということも考えられる。これは施工者の競争に関して想定していたもので、今の段階で公表するよりは施工者選定後に公表したほうが良いという判断もあるということですね。</p>
事務局	<p>それもありますし、さらには区がこういう考え方をしているということが今後の区の入札契約制度の運用に支障があるというものであれば、こちらについては公開をしなくてもいいのではないかと御判断もあり得るということになります。その場合、先ほどおっしゃっていただいた行政情報の公開請求が出た場合については、物が無いということにはなりませんので、出して支障が出る部分について、黒塗りをしておさせていただくということになるかと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>そうすると、現段階ではペンディングで、施工者選定後、公開するかどうかを判断するというのは可能なんですか。</p>
事務局	<p>この委員会が閉じてしまいますと判断をする機関がなくなってしまいますので……。</p>
委員長	<p>そうですね。この会議としてはここで閉じるわけだから、今の段階で要検討ということでも残しておくことは可能なんですか。それも無理ですね。要検討のまま残すというのは無理でしょう。</p>
事務局	<p>この形でいくと、施工者選定後に公開と決めていただくか、この判断としては公開しないほうが良いのではないかと御判断をいただくかという形になるかと思っております。ただ、先ほど委員長か</p>

発言者	発言内容
	らもおっしゃっていただいたように、施工者選定後は公開してもいいのではないかとというような考え方も一部ございましたので、選定後の部分でやるということもあろうかと思っております。
委員長	委員の皆様、いかがでしょうか。今、いろんな観点が出ましたけれども、資料をどのように公表するかもこの委員会の重要な審議内容ですので、ここでやはりどこかに丸をつけて終わりにしたい。要するに、我々は委嘱が終わった後、これについて蒸し返して議論をするというのはできないということです。委員会終了後、公開するか、施工者選定後、公開するか、あるいは非公表にするかということは、やはりここで決めるのが望ましいと思います。公表が原則で、先ほどのようなただし書きがついているということでございます。いかがでしょうか。
委員	今日決定した実施要領を見れば、これがどういう趣旨かというのはわかってしまうんですけども、ただ、何と比較してこれになったのかという種明かしをする必要があるのかなど。それは支障のあるといえば支障の……。結果は、これに基づけば誰でもこの表はつくれるんですけども、どれと比べてこれを選んだということ、それを明かすのは、今回の入札に当たっては、決定後でもあまりよろしくないことなのではないかと思っておりますけれども。
委員長	いかがですか。
委員	お金が出ているので生々しいとは思いますが、でも、これはどこでもやっていることでもあると思うんですよ。なので、多分事務局としては、情報公開を前提に資料をつくられているとすると、これも公開ということも前提につくられていると思うと、公開しても特にそんな大きな問題はないですし、評価基準のところの1点5000万円とかというのは、これをもとにつくっているわけなので、公開でも問題ないと思います。
委員長	意見は割れておりますけれども……。
委員	僕は、施工者選定後、公開とやっておいたほうが……。隠せば隠すほど見たくなるから。特に、ここに何か肝があると思われないうに、終わった後、公開したほうが……。かなり透明性を持ってやられているから、そのほうがいいと思います。
委員長	わかりました。委員は？
委員	総合的に考えると、選定後に公開という形で……。
委員長	委員は？
委員	基本的なことをお聞きしたいんです。委員会終了後というのは、具体的にはいつごろなのでしょう。
委員長	委員会終了後の時期というのは？
事務局	委員会終了後、最終的に今回の資料についてもまた手直しをしていただきますけれども、その資料が全て確定した後、区では、正式

発言者	発言内容
	<p>に入札参加者等選定委員会、これは区の内部組織の中で、この委員会からの御報告の提言を受けて区として審議してまいるわけですが、それが終わった後に公開していこうと考えてございます。時期的には、4月の中旬くらいまでの間に公開するのかなという状況でございます。</p> <p>また、まずこの委員会の設置要綱の中で、委員会における資料及び会議録は、委員会が定める方法により公開する。それを受けまして、先ほど事務局からあったように、委員会終了後なのか、又は施工者選定の後なのか、あるいはずっと公開しないほうがいいのか、このような判断があるわけですが、いずれもこの委員会での御判断であって、御心配されている例えば情報公開請求があった場合には、最終的にはその中で判断していくということになるかと思っております。そういった意味では、常日ごろから我々の中で入札に関する例えば最低制限価格を幾らにしているのかとか、あるいは低入札価格調査帯は幾らなのかとか、そういったものについては、やはり我々もこの中には載せていない。その中で資料づくりをさせていただいているという状況でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
事務局	<p>ちょっと補足をいたします。明確に言いますと、委員会終了後の公開のタイミングとしては、多分3月下旬から4月の中旬と思っております。というのは、先ほど報告書のほうでいろいろ御意見をいただきましたので、それがまとまった段階で、それと一緒に出していくようなタイミングになるかと思っております。施工者選定後といいますのは、10月のところで開札が終わった以降となります。同じくそのときに、この会議録のほうも全て出ていく。委員会終了後のときには会議録の要旨のみ出させていただくというようなタイミングになってございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>いかがですか。</p>
委員	<p>我々は、先ほど事務局が申し上げたように、開示請求が出たときには、実施機関として判断するということはあると思いますが、この検討委員会の判断として、委員会終了後なのか、施工者の選定後なのか、あるいは最後まで非公表なのか。恐らく実施機関としては、その検討委員会の御議論を踏まえて、例えば時期的に、この5月であったらここは黒くして出しますよということになるかと思いますが、そういう意味では、この委員会として、この辺は事業者の人たちに公表することであまりいい影響がないのであろうという御判断があれば、ぜひそれを教えていただきたいと思っております。</p>
委員長	<p>御意見として賜っておきたいと思っております。いかがですか。</p>
委員	<p>今回、この評価方式の実施要領は本庁舎等整備のプロジェクトに限定して検討してきているということを考えると、今後の契約事務</p>

発言者	発言内容
	に支障があるケースと言い切れるかどうかと思うと、施工者選定後の公開であれば、よろしいのではないかとこのふうには思います。
委員長	<p>済みませんけれども、決を採るみたいな形ではないですが、いろんな意見のバリエーションで、委員会終了後、直ちに公表したほうがいいと思った方は手を挙げてください。いないですね。施工者選定後、公開が望ましいと思った方はおられましたけれども、手を挙げてください。</p>
委員	それならいいと思います。
委員長	<p>では、非公表というのはやっぱりあり得ないということで、施工者選定後、公開で丸をつけるということによろしいでしょうか。そうであれば、情報公開請求が早速来た場合にも、もうちょっと待ってくださいという言い方ができるかなという感じはいたしますけれども、そんなことによろしいでしょうか。委員の皆さん、よろしいですか。委員からそういう問題提起をしていただいて、全部左側に丸がつくという形ではなく、より深めた決断ができて、よかったのではないかなと思っております。</p> <p>それでは、資料4についての案をもとに、今言われたような3つの資料については、施工者選定後、公開するという事で資料を作成していただくこととなります。ありがとうございます。</p> <p>それでは、次に進めさせていただきますが、議事(5)その他について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>では、その他の事項になりますけれども、私からちょっと御説明させていただけたらと思います。この間、ずっと御議論いただいてありがとうございますけれども、この施工については、一般競争入札の総合評価方式により選定することとなっております。この場合、地方自治法施行令の定めになりますけれども、その規定により、その団体の長は、落札者の決定基準を定めなければならないということでございます。その上で、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聞かなければならないと定められてございます。</p> <p>現時点では、まだ途中ですけれども、今、御提言をいただいたという状況の中で、この後、この案について具体化する中では、学識経験者の方2名の意見を徴しなければいけないということですが、これに当たっては、お二人について、委員長と副委員長に御意見をいただきたいと考えてございますけれども、委員の皆様は御了承いただければと思って御説明をさせていただいたところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>地方自治法施行令等に基づくということで、我々が委員長、副委員長をお引き受けしたときに、最終的にはこういう形になるということは承知していたわけですが、委員の皆様は我々を信任し</p>

発言者	発言内容
	<p>ていただいて、これで進めていかという御判断をいただければと思いますが、異議がございましたら。よろしいでしょうか。では、そういうことで、副委員長と私に一任いただくということにさせていただきます。</p> <p>それでは、これで今日の議題は全て終了いたしました。全体を通して改めて御意見をいただくことはございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>では、ここから今日の総括に入りますけれども、資料1については、議論いただいた内容を盛り込んで作成するという。それから、実施要領についても、資料2の案に基づいて作成する。当然今日いただいた御意見は十分反映させてでございます。それから、委員会報告についても、資料3の案をもとに作成させていただくということで、最終的には私に一任させていただくことでよろしいという御判断をいただいているということでございます。</p> <p>それでは、事務局から事務連絡をよろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、事務局より3点ほど御連絡をさせていただきたいと思えます。今、委員長からありましたが、これをもとに、今日いただいた御意見もさらに加えて、資料について事務局で改めて修正、整理させていただいたものを皆様にお送りしまして御確認させていただきたいと思えます。その上で、委員会としての最終案としてまとめさせていただきます。その際には委員長にも御相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。</p> <p>2点目は、本日の議事の要旨と会議録につきましては、作成次第、各委員の方へお送りしますので、確認をお願いしたいと思います。議事の要旨につきましては、御確認をいただいた後、区のホームページにて公開いたしますけれども、会議録については、第1回の検討委員会で確認させていただいたとおり、施工者選定後に公開することとなっております。</p> <p>なお、前回の第2回の委員会の議事要旨につきましては、もう既に御確認をいただきましたので、2月10日から区のホームページにて公表をさせていただいております。</p> <p>3点目は今後のスケジュールでございます。この後、これまで皆様に御議論いただきました報告書に基づき、区において最終的な入札公告や実施要領等を作成しまして、世田谷区入札参加者等選定委員会での審議を経まして、4月上旬にはその内容について決定していく予定でございます。その段階で、先ほど御確認いただいた委員会終了後に公開する資料と報告書を区のホームページにて公開する予定でございます。その後は、御案内したとおり、5月18日に入札公告をする予定でございます。委員の皆様には、今後も適宜情報提</p>

発言者	発言内容
	<p>供させていただきますので、引き続きよろしく御指導のほどお願いできればと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、これをもちまして世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会を終了させていただきますが、区のほうから一言御挨拶いただくということで、よろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>それでは、世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会、12月から3回にわたり、委員長をはじめ委員の皆様の御協力で、ここまで来ることができまして本当に感謝申し上げます。3回の委員会でしたが、その間にお邪魔をさせていただいて、お時間をとらせていただいた中で、ここまで来ましたので本当に感謝申し上げたいと思います。</p> <p>この後のスケジュールですが、今、事務局からも申しあげましたけれども、この検討委員会の報告書自体は3月中ぐらいに固めさせていただいて、その上で、4月上旬ぐらいには報告書、それからこの検討委員会終了後に丸がついた部分については、ホームページ等で公表をさせていただきたいと思っております。また、世田谷区の内部としては、入札参加者等選定委員会がありまして、そこで審議いたしまして、5月に入札公告というような運びになろうかと思っております。10月には開札、そして12月上旬に契約というような運びを想定してございます。</p> <p>いずれにしても、本庁舎等整備という非常に大きなプロジェクト、世田谷区にとっては恐らく今世紀最大のプロジェクトでございまして、このような大きな契約案件を実施することは恐らくないだろうと思っておりますけれども、それだけに区民の期待も大きく、また大変多額の税金を使うこととなりますので、委員からお話がありましたけれども、極力経済的に有利な形でも持っていきたいと思っております。議会を含め区民の皆さんが本当に興味を持っていらっしゃると思っておりますので、ぜひ信頼のおけるいい事業者さん、そして経済的にも区民にとって有利な入札を実現させていただきたいと考えております。本当に御協力ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、本委員会、3回にわたりましたけれども、これにて閉会させていただきます。どうもありがとうございました。</p>